

持込機械等 [電動工具等] 電気溶接機 使用届

事業所の名称 一次会社名
所長名 殿 持込会社名 (次)
代表者名
電話

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。
なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

記

Table with 7 columns: 番号, 機械名, 規格性能, 管理番号受付番号, 持込年月日搬出予定年月, 点検者, 取扱者. Includes a section for '機械の特性、その他その使用上注意すべき事項' and '元請確認欄'.

持込時の点検表

Main inspection table with columns for '点検事項' (e.g., アース線, 接地クランプ) and '番号' (1-10). Includes a 'その他' section at the bottom.

- 機械名
1) 電動カンナ
2) 電動ドリル
3) 電動丸のこ
4) グラインダー等
5) アーク溶接機
6) ウインチ
7) 発電機
8) トランス
9) コンプレッサー
10) 送風機
11) ポンプ類
12) ミキサー類
13) コンベヤー
14) 吹付機
15) ホーリングマシン
16) 振動コンパクト
17) バイブレーター
18) 鉄筋加工機
19) 電動チェーンブロック
20) その他

(注) 1. 持込機械等の届出は、当該機械を持ち込む会社（貸与を受けた会社が下請の場合はその会社）の代表者が所長に届け出ること。
2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ印を記入すること。
3. 絶縁抵抗の測定については、測定値 (MΩ) を記入すること。
4. 持込機械届受理証を所持機械に貼付すること。

# 持込機械等 電動工具等 電気溶接機等 使用届

持込会社の現場代理人でもよい。

事業所の名称	八重洲建設(株)丸の内ビル作業所	一次会社名	大山建設(株)
所長名	夏川 二郎 殿	持込会社名 (二次)	(株)山田工務店
		代表者名	間島 健児 ㊟
		電話	03-0341-XXXX

このたび、下記機械等を裏面の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。  
 なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

電気機器は電圧も記入

元請受付番号業者記入不要

提出会社の管理番号を記入

番号	機械名	規格 性能	管理番号 受付番号	持込年月日 搬出予定年月	点検者	取扱者
1	電動丸のこ	100V×450W	7-1	R1年7月20日	秋田一郎	秋田一郎
2	アーク溶接機	200V×7.5kW 250A	7-2	R1年7月20日	岩手二郎	岩手二郎
3	ウインチ	100V×750W 100kg吊り	7-3	R1年7月20日	宮城二郎	宮城二郎
4	コンプレッサー	200V×3.7kW	7-4	R1年7月20日	秋田一郎	秋田一郎
5	水中ポンプ	100V×400W 50φ×10m	7-5	R1年7月20日	山形信一	山形信一
6	モルタルミキサー	200V×3.7kW	7-6	R1年7月20日	福島四郎	福島四郎
7	ベルトコンベヤー	200V×1.0kW 350mm×7m	7-7	R1年7月20日	栃木六郎	栃木六郎
8	ボーリングマシン	200V×7.5kW	7-8	R1年7月20日	群馬七郎	群馬七郎
9	鉄筋曲げ機	200V×2.2kW ~22mm	7-9	R1年7月20日	埼玉八郎	埼玉八郎
10	電動チェーンブロック	100V×750W 0.5トン吊り	7-10	R1年7月20日	秋田一郎	秋田一郎
機械の特性、その他 その使用上注意すべき 事項		・100Vの機械は3芯コードリール及び3Pコネクター（接地極付）を準備しますので、接地極付コンセントを支給願います。 ・200Vの機器については、分電盤内の取付スイッチの指示をお願いします。				
元請確認欄				受付確認者		
担当者	㊟			R2年7月19日	秋山	

受付番号を確認したサイン又は㊟

## 持込時の点検表

点検 令和元年7月17日

電動工具・電気溶接機等										
点検事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
アース線	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
接地クランプ		✓								
キャップタイヤ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
コネクタ	✓		✓		✓		✓			✓
接地端子の締結	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
充電部の絶縁	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
自動電撃防止装置		✓								
絶縁ホルダー		✓								
溶接保護面		✓								
操作スイッチ	✓	✓	✓			✓		✓	✓	✓
絶縁抵抗測定値 各種ブレーキの作動	100	20	50	100	100	50	40	100	100	100
手すり・囲い フックのはずれ止め			✓							✓
ワイヤロープ・チェーン 滑車			✓							✓
回転部の囲い等 危険表示	✓			✓				✓	✓	
その他										
圧カスイッチ				✓						
安全弁				✓						
圧力計				✓						
その他必要な点検項目を追加しチェックする										

- 機械名
- 1) 電動カンナ
  - 2) 電動ドリル
  - 3) 電動丸のこ
  - 4) グラインダー等
  - 5) アーク溶接機
  - 6) ウインチ
  - 7) 発電機
  - 8) トランス
  - 9) コンプレッサー
  - 10) 送風機
  - 11) ポンプ類
  - 12) ミキサー類
  - 13) コンベヤー
  - 14) 吹付機
  - 15) ボーリングマシン
  - 16) 振動コンパクター
  - 17) バイブレーター
  - 18) 鉄筋加工機
  - 19) 電動チェーンブロック
  - 20) その他

(注) 1. 持込機械等の届出は、当該機械を持ち込む会社（貸与を受けた会社が下請の場合はその会社）の代表者が所長に届け出ること。  
 2. 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ✓印を記入すること。  
 3. 絶縁抵抗の測定については、測定値（MΩ）を記入すること。  
 4. 持込機械届受理証を当該機械に貼付すること。

## 持込機械等（電動工具・電気溶接機等）使用届の目的

1. 事業主は、危険を防止するために、下記の労働安全衛生法第20条に基づき、実際に使用する業者が元方事業者に対し、工事に適した整備された機械を持ち込み、入場時の確認を受けることにより、使用に際する機械災害の未然防止を図る目的で、持ち込む前に届け出するものである。
2. 機械等の使用に際しては、元方事業者、関係請負人かを問わず、持込・使用会社が労働安全衛生法上の事業者として、同法を遵守しなければならない。
3. 元方事業者は下記の「労働安全衛生法第29条」にあるように、統括管理上、全ての持込機械の掌握管理を行う必要がある。

(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生法 第20条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(元方事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生法 第29条

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。

- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

## 持込機械等（電動工具・電気溶接機等）使用届に係る注意事項

- ・ 機械を持ち込むごとに使用届を提出し、受付の後、持込機械届済証を持込機械等の見やすいところに貼付すること。
- ・ 電動丸ノコやグラインダーは作業員が個人所有の機械を持ち込むことが多いため、持ち込む際には、慎重なチェックを行うように指導することが必要である。
- ・ 電動丸ノコ等の電動工具を持ち込む際に、機種の種類を確認するために、事前に取扱説明書を確認し、点検を実施すること。

## ■電動工具の安全上の注意事項

- ① 作業場は、いつもきれいに保つ。
  - ・ちらかった場所や作業台は、事故の原因になります。
- ② 作業場の周囲状況も考慮する。
  - ・電動工具は、雨中で使用したり、湿った場所又は、ぬれた場所で使用しない。
  - ・作業場は十分に明るくする。
  - ・可燃性の液体やガスのある所で使用しない。
- ③ 感電に注意する。
- ④ 無理して使用しない。
  - ・安全に能率よく作業するために電動工具の能力に合った速さで作業する。
- ⑤ 作業に合った電動工具を使用する。
  - ・小形の電動工具やアタッチメントは、大型の電動工具で行う作業には使用しない。
  - ・指定された用途以外に使用しない。
- ⑥ きちんとした服装で作業する。
  - ・だぶだぶの衣服やネックレスなどの装身具等は、回転部に巻き込まれる恐れがある。
  - ・長い髪は、ヘアカバーなどで覆い安全帽に入れる。
- ⑦ 保護メガネを使用する。
  - ・作業時は、保護メガネを使用し、また、粉じんの多い作業では防塵マスクを併用する。
- ⑧ 防音保護具を着用する。
  - ・騒音の大きい作業では、耳栓等の防音保護具を着用する。
- ⑨ コードを乱暴に扱わない。
  - ・コードを持って電動工具を運んだり、コードを引っ張ってコンセントから抜かない。
  - ・コードを熱・油・角のものがった所に近づけない。
- ⑩ 加工する物をしっかりと固定する。
  - ・加工する物を固定するために、クランプや万力等を利用する。
- ⑪ 無理な姿勢で作業をしない。
  - ・常に足元をしっかりとさせ、バランスを保つようにする。
- ⑫ 電動工具は、注意深く手入れをする。
  - ・安全に能率よく作業するために、刃物類は常に手入れを行い、よく切れる状態を保つ。
  - ・付属品等の交換は、取扱説明書に従う。
  - ・コードや延長コードは定期的に点検し、損傷している場合は、補修するか取り替える。
  - ・握り部は、常に乾かしてきれいな状態を保ち、油やグリースが付かないようにする。
- ⑬ 次の場合は、電動工具のスイッチを切り、さし込みプラグを電源から抜く。
  - ・使用しない場合、又は修理する場合。
  - ・刃物、トイシ、ビット等の付属品を交換する場合。
  - ・その他、危険が予想される場合。
- ⑭ 調節キーやスパナなどは、必ず取り外す。
  - ・電源を入れる前に、調節に用いたキーやスパナ等の工具類が取りはずしてあることを確認する。
- ⑮ 不意な始動は避ける。
  - ・電源につないだ状態で、スイッチに指を掛けて運ばない。
  - ・さし込みプラグを電源に差し込む前に、スイッチが切れていることを確かめる。
- ⑯ 油断しないで十分注意して作業を行う。
  - ・電動工具を使用する場合は、取扱方法
  - ・作業のしかた、周りの状況など十分注意して慎重に作業する。
- ⑰ 損傷した部品がないか点検する。
  - ・使用前に保護カバーやその他の部品に損傷がないか十分点検し、正常に作動するか、また、所定機能を発揮するか確認する。
  - ・可動部分の位置調整及び締め付け状態、部品の破損、取り付け状態、その他運転に影響を及ぼす全ての箇所に異常がないか確認する。
  - ・損傷した保護カバー、その他の部品交換や修理は、取扱説明書の指示に従う。
  - ・スイッチで始動及び停止操作のできない電動工具は使用しない。
- ⑱ 指定の付属品やアタッチメントを使用する。
  - ・取扱説明書及びカタログに記載されている指定の付属品やアタッチメント以外のものを使用すると、事故やけがの原因になる恐れがあるので使用しない。
- ⑲ 電動工具の修理は、専門店で依頼する。
  - ・製品は、該当する安全規格に適合しているので改造しない。
  - ・修理の知識や技術のない者が修理すると、十分な性能を発揮しないだけでなく、事故やけがの原因になる。